一般社団法人熊本市薬剤師会 会長 丸目 新一

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

## 拝啓

皆様におかれましては、ご清祥の事とお慶び申し上げます。日頃より、本会に御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨に伴う災害に関し、被災者に係る一部負担金等の取扱いについて、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課より通知がありましたのでお知らせします。

災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が 所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当す る方は、医療機関、介護サービス事業者等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の 窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。(令和2年10月末まで)

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口にて口頭で申告してください。
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

災害救助法の適用市町村以外の地域の医療機関等でも、当該市町村から避難されてきた方が 来局される可能性がありますので、添付ファイルで詳細をご確認ください。

(https://www.kumayaku.or.jp/information/uploads/1160/20200714R2gouu.pdf)

## ○熊本県の災害救助法の適用市町村

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町